

三朝町訓令第1号

三朝町職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月1日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

第1条 三朝町職員の任免発令規程（平成20年三朝町訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任免の発令の方法) 第2条 職員の任免の発令は、辞令書（様式第1号）又は昇給通知書（様式第2号）を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもってこれに代えることができる。	(任免の発令の方法) 第2条 職員の任免の発令は、辞令書（様式第1号）又は昇給通知書（様式第2号）を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、 <u>臨時的任用職員の任免の発令については臨時的任用書（様式第3号）をもってこれに代えることができる。</u>

第2条 三朝町職員の任免発令規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員の任免の発令形式

第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。）の場合

- 1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定（以下

これらの規定を「暫定再任用関係規定」という。)により採用する場合を除く。)

三朝町職員に任命する

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)

……職……級に決定する

……号給を給する

……勤務を命ずる

……(ア)を命ずる

(ただし、…年…月…日まで、条件付職員とする。)

任期は…年…月…日までとする

2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合)

……勤務を命ずる

……を命ずる

期限(任期)の定めのない職員となる

3 降任(現に有する職より下位の職を命ずる場合)

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。

○三朝町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年三朝町条例第19号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。

○所属課係の長への採用の場合を除く。
(ア)職名とする。

○地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により採用される職員(同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「育児休業任期付職員」という。)、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年三朝町条例第3号)第9条第1項の規定により採用される職員(同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「配偶者同行休業任期付職員」という。)、特定任期付職員又は三朝町一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)を採用する場合に限る。

○所属課係を変更する場合に限る。ただし、所属課係の長への昇任の場合を除く。

○三朝町職員の定年等に関する条例(昭和59年三朝町条例第13号)第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))又は暫定再任用関係規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。))が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。

- ……勤務を命ずる
……を命ずる
期限（任期）の定めのない職員となる
- 4 配置換（昇任及び降任以外の方法で、所属課係の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。）
……勤務を命ずる

……を命ずる

期限（任期）の定めのない職員となる
- 5 転任（任命権者を異にする他の部局から転入させる場合）
三朝町職員に任命する
……勤務を命ずる
……を命ずる
- 6 出向（任命権者を異にする他の部局へ転出させる場合）
三朝町……へ出向を命ずる
- 7 転職（昇任及び降任以外の方法で異種と認められる職を命ずる場合）
……を命ずる
- 8 職名変更（単に職名を変更する場合）
……を命ずる
- 9 兼職（現に有する職を保有させたまま、他の職を命ずる場合）
……を兼ねて命ずる
- 10 兼務（現所属課係に勤務を命じたまま、他の所属課係に勤務を命ずる場合）
……兼務を命ずる
- 11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により派遣を受ける場合）三朝町職員にあわせて任命する
……勤務を命ずる
……を命ずる
- 12 事務取扱（職を兼ねさせることなしに他の職務の権限の代行を命ずる場合）

○所属課係を変更する場合に限る。

○勤務延長職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。

○所属課係を変更する場合に限る。ただし、所属課係の長への配置換の場合を除く。

○職名を変更する場合及び課長又は係長の職員を配置換する場合に限る。

○勤務延長職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。

……のため……年……月……日まで事務取扱を命ずる	○事務取扱期間を定めない場合には「……事務取扱を命ずる」とする。
13 兼職解除、兼務解除、併任解除及び事務取扱解除（兼職兼務、併任及び事務取扱期間の満了前に事務取扱をそれぞれ解く場合） ……の兼職を解く ……兼務を解く 三朝町職員の併任を解く ……事務取扱を解く	○兼職解除の場合 ○兼務解除の場合 ○併任解除の場合 ○事務取扱解除の場合
14 辞職（職員の意思によって退職させる場合） 辞職を承認する （公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）	○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。
15 免職（地方公務員法第28条第1項の規定により職員の意に反して免職する場合） 地方公務員法第28条第1項第…号の規定により免職する	
16 休職（地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命ずる場合） 地方公務員法第28条第2項（第…号）の規定により…年…月…日まで休職を命ずる 給与は三朝町職員の給与に関する条例第24条第…項の規定により支給する	
17 休職期間更新（休職の期間を更新する場合） 休職の期間を…年…月…日まで更新する 給与は三朝町職員の分限に関する条例第4条第2項の規定により支給しない	○三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）第24条第2項の規定により給与を支給されている者の休職の期間を2年を超えて更新する場合又は同条第3項の規定により給与を支給されている者の休職の期間を1年を超えて更新する場合に限る。
18 専従許可（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定により在籍専従を許可する場合） 地方公務員法第55条の2第1項ただし書（地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書）の規定により…年…月…日まで在籍専従を許可する。ただし、在籍専従制度の趣旨に違反する等違法な行為があった場合等にはこの許可を取り消すことがある。	
19 専従休職（地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項の規定により専従休職を命ずる場合）	

- 地方公務員法第55条の2第5項（地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項）の規定により…年…月…日まで休職を命ずる
- 20 専従許可取消（在籍専従の許可を取り消す場合）
専従許可を取り消す
- 21 修学部分休業承認（地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業を承認する場合）
地方公務員法第26条の2第1項の規定により…年…月…日まで修学部分休業を承認する
1週間の勤務時間は…とする
- 22 修学部分休業承認取消（三朝町職員の修学部分休業に関する条例（平成26年三朝町条例第3号）第4条の規定により修学部分休業の承認を取り消す場合）
修学部分休業の承認を取り消す
- 23 高齢者部分休業承認（地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業を承認する場合）
地方公務員法第26条の3第1項の規定により…年…月…日まで高齢者部分休業を承認する
1週間の勤務時間は…とする
- 24 高齢者部分休業承認取消（三朝町職員の高齢者部分休業に関する条例（平成26年三朝町条例第4号）第4条の規定により高齢者部分休業の承認を取り消す場合）
高齢者部分休業の承認を取り消す
- 25 高齢者部分休業時間短縮（三朝町職員の高齢者部分休業に関する条例第4条の規定により高齢者部分休業の時間を短縮する場合）
高齢者部分休業の時間を短縮する
1週間の勤務時間は…とする
- 26 高齢者部分休業時間延長（三朝町職員の高齢者部分休業に関する条例第5条の規定により高齢者部分休業の時間を延長する場合）
高齢者部分休業の時間を延長する
1週間の勤務時間は…とする
- 27 自己啓発等休業承認（三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年三朝町条例第18号）第2条の規定により自己啓発等休業を承認する場合）
三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により…年…月…日まで自己啓発等休業を承認する

- 28 自己啓発等休業期間延長（三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長をする場合）
三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第1項の規定により…年…月…日まで自己啓発等休業の期間を延長する
- 29 自己啓発等休業失効（地方公務員法第26条の5第4項の規定により自己啓発等休業の承認が効力を失う場合）
自己啓発等休業の承認は失効した
- 30 自己啓発等休業取消（地方公務員法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合）
自己啓発等休業の承認を取り消す
- 31 配偶者同行休業承認（三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認する場合）
三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により…年…月…日まで配偶者同行休業を承認する
- 32 配偶者同行休業期間延長（三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の規定により配偶者同行休業の期間の延長をする場合）
三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の規定により配偶者同行休業の期間を…年…月…日まで延長する
- 33 配偶者同行休業期間延長（地方公務員法第26条の6第6項の規定により配偶者同行休業の承認を取り消す場合）
配偶者同行休業の承認を取り消す
- 34 育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を承認する場合）
地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により…年…月…日まで育児休業を承認する
- 35 育児休業期間延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長をする場合）
地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業の期間を…年…月…日まで延長する
- 36 育児休業失効（地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定により育児休業の承認が効力を失う場合）

育児休業の承認は失効した

- 37 育児休業取消（地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合）

育児休業の承認を取り消す

- 38 育児短時間勤務承認（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務を承認する場合）

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により…年…月…日まで育児短時間勤務を承認する

1週間の勤務時間は…とする

- 39 育児短時間勤務期間延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合）

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第2項において準用する同法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間を…年…月…日まで延長する

- 40 育児短時間勤務失効（地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第1項の規定により育児短時間勤務の承認が効力を失う場合）

育児短時間勤務の承認は失効した

- 41 育児短時間勤務取消（地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合）

育児短時間勤務の承認を取り消す

- 42 短時間勤務（三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）第15条第1項の規定により、育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま短時間勤務をさせる場合）

三朝町職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定による短時間勤務をさせる

- 43 短時間勤務終了（三朝町職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定による短時間勤務を終了させる場合）

三朝町職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定による短時間勤務は終了した

- 44 復職（休職中、専従休職中、育児休業中及び自己啓発等休業中の職員を職務に復帰させる場合）

- 復職を命ずる
- 45 定年退職（職員が三朝町職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職する場合）
三朝町職員の定年等に関する条例第2条の規定による定年退職
- 46 勤務延長（三朝町職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させる場合）
…年…月…日まで勤務延長する
- 47 期限延長（三朝町職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合）
勤務延長の期限を…年…月…日まで延長する
- 48 期限繰上げ（三朝町職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合）
勤務延長の期限を…年…月…日に繰り上げる
- 49 勤務延長退職（勤務延長職員が期限の到来により退職する場合）
勤務延長の期限の到来による退職
- 50 定年前再任用（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用する場合）又は暫定再任用（暫定再任用関係規定により採用する場合）
三朝町職員に定年前再任用する
三朝町職員に暫定再任用する
……職……級に決定する
三朝町職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する
職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する
職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する
……勤務を命ずる

……を命ずる
任期は…年…月…日までとする
1週間の勤務時間は……時間とする
- 51 任期更新
暫定再任用の任期を…年…月…日まで更新する

○定年前再任用の場合

○暫定再任用の場合

○定年前再任用の場合

○暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としての採用を除く。）の場合

○暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としての採用に限る。）の場合

○所属課係の長への定年前再任用又は暫定再任用の場合を除く。

○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。

○令和3年改正法附則第4条第3項（令和3年改正法附則第5条第5項、第6条第3項又は第7

	条第5項において準用する場合を含む。)の規定により暫定再任用の任期を更新する場合に限る。 ○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。 ○三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第2項の規定により配偶者同行休業任期付職員の任期を更新する場合に限る。 ○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。 ○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。
育児休業任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する 配偶者同行休業任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する 特定任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する 一般任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する	
52 任期満了退職 定年前再任用又は暫定再任用の任期の満了による退職 育児休業等任期付職員の任期の満了による退職 配偶者同行休業任期付職員の任期の満了による退職 特定任期付職員の任期の満了による退職 一般任期付職員の任期の満了による退職	○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。 ○育児休業等任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。 ○配偶者同行休業任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。 ○特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。 ○一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。
53 戒告(地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として戒告する場合) 地方公務員法第29条第1項第…号の規定により戒告する	
54 減給(地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として減給する場合) 地方公務員法第29条第1項第…号の規定により給料の…(ア)を…年…月…日から…日(月)間減給する	(ア) 減ずる割合とする。
55 停職(地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として停職する場合) 地方公務員法第29条第1項第…号の規定により…年…月…日から…日(月)間停職する	
56 懲戒免職(地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として免職する場合) 地方公務員法第29条第1項第…号の規定により懲戒免職する	
57 派遣(地方自治法第252条の17の規定により派	

遣する場合) 地方自治法第252条の17の規定により…… (ア) へ…年…月…日まで派遣する	(ア) 派遣先とする。
58 派遣期間更新 (派遣の期間を更新する場合) 派遣の期間を…年…月…日まで更新する	
59 派遣解除 (派遣期間の満了前に派遣を解く場合) …… (ア) 派遣を解く	(ア) 派遣先とする。
60 研修 (国の機関等の行うおおむね1箇月以上の研修に参加させる場合) …… (ア) のため…年…月…日まで派遣する	(ア) 研修の名称とする。
61 研修解除 (研修期間満了前において研修を解く場合) 研修派遣を解く	
62 昇給 (同一の職務の級のうちで号給又は給料月額を上位の号給又は給料月額にする場合) ……職……級……号給を給する	○定年前再任用短時間勤務職員の昇格の場合に限る。 ○暫定再任用職員 (暫定再任用短時間勤務職員を除く。) の昇格の場合に限る。
63 昇格 (職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合) ……職……級に決定する 三朝町職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する ……号給を給する	○暫定再任用短時間勤務職員の昇格の場合に限る。 ○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員の昇格の場合を除く。
64 降格 (職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合) ……職……級に決定する 三朝町職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する ……号給を給する	○定年前再任用短時間勤務職員の降格の場合に限る。 ○暫定再任用職員 (暫定再任用短時間勤務職員を除く。) の降格の場合に限る。 ○暫定再任用短時間勤務職員の降格の場合に限る。
65 給与決定 (転職 (給料表を異にして異動させる場合及び職務の級又は号給に変更がある場合	○定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員の降格の場合を除く。

に限る。)又は転任に伴い、給与を決定する場合)
……職……級に決定する
……号給を給する
第2 一般職の職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))に限る。)の場合
1 任命
会計年度任用職員(……(ア))に任命する
報酬月額(給料月額)(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき)……円を給する
……勤務を命ずる
任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内(1週間の勤務時間は30時間以内)とする(任用期間は……年……月……日までとする)
2 辞職
辞職を承認する
3 給与決定(給与の額を変更する場合)
報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき)……円を給する
4 その他
第1の例による
第3 一般職の職員(臨時的任用職員に限る。)の場合
1 採用
臨時的任用職員(……(ア))に任命する

日給(時給)……円を給する

……勤務を命ずる
……(イ)を命ずる

(ア) 職名又は職種名とする。

(ア) 職名又は職種名とする。(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により採用される職員(同項第2号に掲げる臨時的任用に係るものに限る。以下「育休代替職員」という。)の場合には「(…)(育休代替)」と、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により採用される職員(同項第2号に掲げる臨時的任用に係るものに限る。以下「配偶者同行休業代替職員」という。)の場合には「(…)(配偶者同行休業代替)」とする。)

○採用前提の臨時的任用職員(臨時的任用職員のうち、職員の採用試験に合格し又は選考による採用が決定している職員をいう。)の場合には「……職……級……号給相当額を給する」とする。

○採用前提の臨時的任用職員の場合に限る。
(イ) 職名とする。

- 任用期間は…年…月…日までとする
- 2 期間更新（任用期間を更新する場合）
…年…月…日まで任用期間を更新する
任用期間満了後は更新しない
- 3 辞職
辞職を承認する
- 4 給与改定（給与の額を変更する場合）
日給（時給）……円を給する
- 5 その他
第1の例による
- 第4 特別職の職員（副町長、監査委員、委員会の委員及び附属機関の委員に限る。）の場合
- 1 任命
……（ア）に任命する
- 報酬月額（給料月額）（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する
任期は…年…月…日までとする
- 2 解職（職員の意思によらないで退職させる場合）
……（ア）を解く
- 3 辞職
辞職を承認する
- 4 給与改定
報酬月額（給料月額）（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する
- 第5 特別職の職員（第4に掲げる職員を除く。）
- 1 任命
非常勤職員（……（ア））に任命する
報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する
……勤務を命ずる
任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は17日以内（1週間の勤務時間は30時間以内）とする
- 2 委嘱
……（ア）を委嘱する
報酬月額（報酬日額）……円を給する
任期は…年…月…日までとする
- 3 解職
……（ア）を解く

○育休代替職員、配偶者同行休業代替職員及び採用前提の臨時的任用職員の場合を除く。

○採用前提の臨時的任用職員以外の臨時的任用職員の場合に限る。

（ア）職名とする。（常勤の場合には「……（常勤）」とする。）

（ア）職名とする。

（ア）職名又は職種名とする。

（ア）職名とする。

（ア）職名とする。

4 辞職

辞職を承認する

5 給与改定（給与の額を変更する場合）

報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）
（報酬額勤務1時間につき）……円を給する

6 その他

第1の例による

様式第3号を削る。

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。